



令和6年5月16日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 嶋田高彰

課長補佐 小野伸太郎

電話 097-536-3213

報道関係者 各位

## 死亡災害の急増に伴い労働災害防止対策を緊急要請

～県内120の労働災害防止団体等に対し、労働災害防止対策の徹底を要請～

大分労働局（局長 佐藤広道）は、大分県内の労働災害による死亡者数が4月末現在で、昨年同時期の2人を上回る4人となり、過去10年間で最多タイの16人となった昨年を上回るペースで死亡者数が増加したことから、この事態に歯止めをかけるため、下記により県内の労働災害防止団体等に対し労働災害防止対策の徹底について文書で要請しました。

### 記

#### 1 要請日

労働災害防止団体等に対し、令和6年5月15日付け大分労働局長名の要請文を送付した。（資料1-(1)「要請文(写)労働災害防止団体等あて」、資料1-(2)「要請文(写)公共工事発注機関あて」参照）

#### 2 要請団体等

大分県内の労働災害防止団体等（94団体）及び公共工事発注機関（26機関）

#### 3 要請内容

急増する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、大分県内で発生した死亡労働災害の状況等を踏まえた労働災害防止対策に積極的に取り組むよう傘下の会員事業場等に対する周知徹底を要請するもの。

- <参考> 資料1-(1)「要請文(写)労働災害防止団体等あて」  
資料1-(2)「要請文(写)公共工事発注機関あて」  
資料2 令和6年死亡労働災害発生状況  
資料3 令和6年業種別労働災害発生状況  
資料4 令和5年死亡労働災害発生状況

大分労発基 0515 第7号  
令和6年5月15日

別記 労働災害防止団体等の長 殿  
事業者団体の長 殿

大分労働局長

死亡災害の急増に伴う労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月、大分県では死亡労働災害が連続で発生し、3人の尊い命が亡くなりました。この結果、本年（4月末現在）の労働災害による死亡者数は、昨年同時期の2人を上回る4人になりました。（別添「令和6年死亡労働災害発生状況」参照）

このペースで死亡労働災害が増加すれば、過去10年間で最多となった昨年の死亡者数16名を大きく上回るおそれがあります。

また、大分労働局では、第14次労働災害防止計画において「アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により令和5年から令和9年までの5年間の死亡者数を、第13次労働災害防止計画期間の10%以上の減少となる49人以下とする」ことを目指していますが、昨年から続く死亡者数の急増により大変憂慮すべき状況となっています。

さらに、これから夏季にむけて熱中症による重篤な労働災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、本件要請の趣旨を御理解いただくとともに、これ以上の尊い命が犠牲となる死亡労働災害を発生させないため、下記の基本的な安全対策の徹底が労働者一人ひとりに浸透するよう、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 貨物自動車による労働災害防止対策

ア 運転位置から離れる場合には、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけ、輪止め、ストッパー等で止めること。

イ 貨物自動車の転落等の防止のため運行経路について必要な幅員の保持、路肩の崩壊

防止、誘導者の配置を行うこと。

ウ 貨物自動車と労働者との接触防止のため労働者を危険が生じるおそれがある箇所に立ち入らせないこと。または誘導者を配置すること。

エ 貨物自動車を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、貨物自動車の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、関係労働者に周知すること。

(2) 熱中症による予防対策

別添「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレットに記載されたキャンペーン期間(5月から9月)の実施事項及び重点取組期間(7月)の実施事項に取り組むこと。

(3) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(4) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(5) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具(保護帽、墜落制止用器具等)の適切な使用を徹底すること。

(6) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(7) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者(外国人労働者を含む。)の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(8) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図

ること。

## 2 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等

### (1) 建設業

- ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。
- イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。
- ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。
- エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。
- オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。
- カ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。
- キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。
- ク 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及定着を図ること。

### (2) 製造業

- ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- ウ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。
- エ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- オ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

### (3) 陸上貨物運送事業

- ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。
- イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。
- ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。
- エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

### (4) 新聞販売業

(写)

資料1-(1)

バイク運転時におけるライト点灯や蛍光ベルトの着用等による視認性の向上、交通安全教育の実施を通じた交通ルールへの順守、交差点での左右確認等の安全確認の励行等、バイクによる交通労働災害防止対策を徹底すること。

# 令和6年 死亡労働災害発生状況

別添

令和6年5月8日現在  
大分労働局

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
1	1 月	男	作業員	クレーン（つり上げ荷重2.8t）を用いてアルミ板2枚（合計重量約250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから吊り具のベルトが外れたため、アルミ板が落下し、頭部に激突したものの。
	15時台	20代	7年	
	金属製品製造業	飛来、落下 クレーン		
2	4 月	男	運転手	無人のミキサー車が前進し始めたため、同車に走って近づいたところ、ミキサー車が法面で横転し、地面と車体の間に挟まれたもの。
	11時台	50代	7年	
	窯業土石製品製造業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
3	4 月	男	運転手	停泊中の貨物船内で、トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に走って近づいたところ、車両と船舶内壁との間に挟まれたもの。
	18時台	50代	26年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
4	4 月	男	運転手	国道を積載型トラッククレーンで走行中、対向してきた大型トレーラーと正面衝突したものの。
	5 時台	50代	2か月	
	道路貨物運送業	交通事故（道路） トラック		



# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

キャンペーン  
実施要綱



4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間 →


重点取組期間

職場での熱中症により、全国で毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。それぞれの職場で、期間ごとの取組がきちんと実施されているかを確認しましょう。


### 準備期間（4月）にすべきこと

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

### キャンペーン期間（5～9月）にすべきこと

STEP 1	暑さ指数の把握と評価 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握する	
STEP 2	測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底する	
暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施	
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置	
服装	準備期間に検討した服装を着用	
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意	
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）	
ブレイキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢	
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導	
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請する） 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減する 一人きりにしない	

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

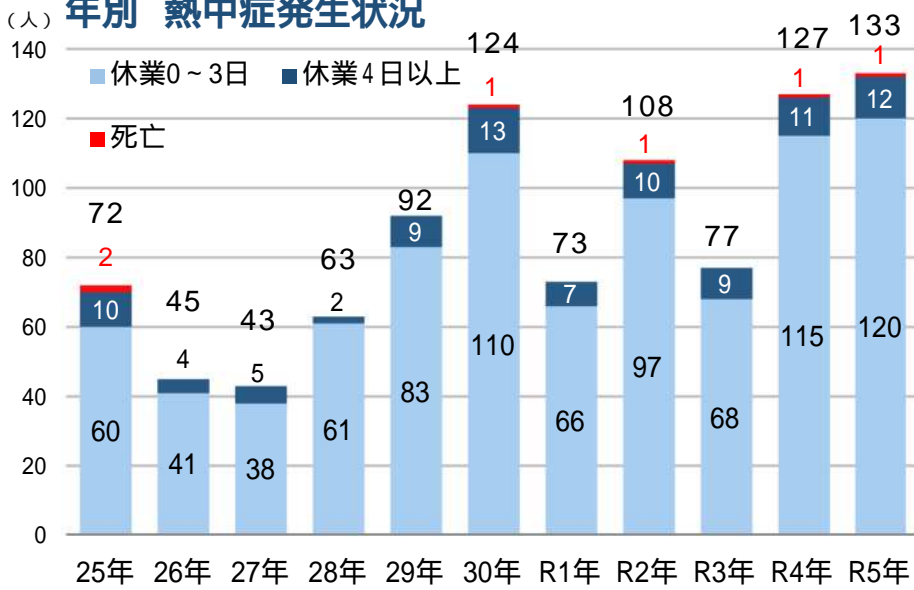
暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加  
暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底  
水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底  
作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加  
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施  
  
**体調不良の者に異常を認めるときは躊躇することなく救急隊を要請**



# 大分県の職場における熱中症発生状況

労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。 「過去3年」は令和3年、令和4年、令和5年の集計値

## 年別 熱中症発生状況



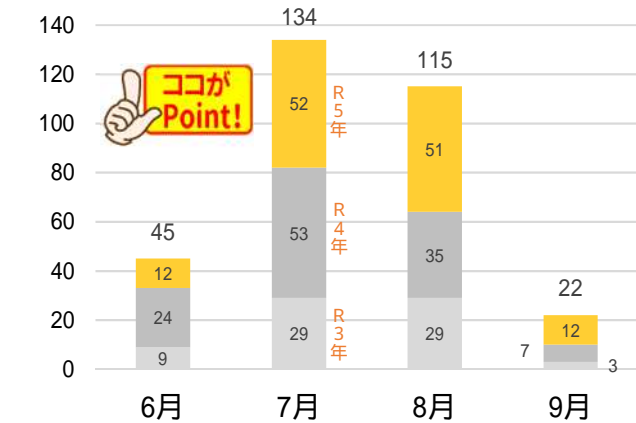
令和5年は133人が熱中症により治療を受けました。

前年から6人増加し、集計を始めた平成25年以降で最多の人数でした。

令和5年は、建設業において熱中症による死亡災害が発生しました。

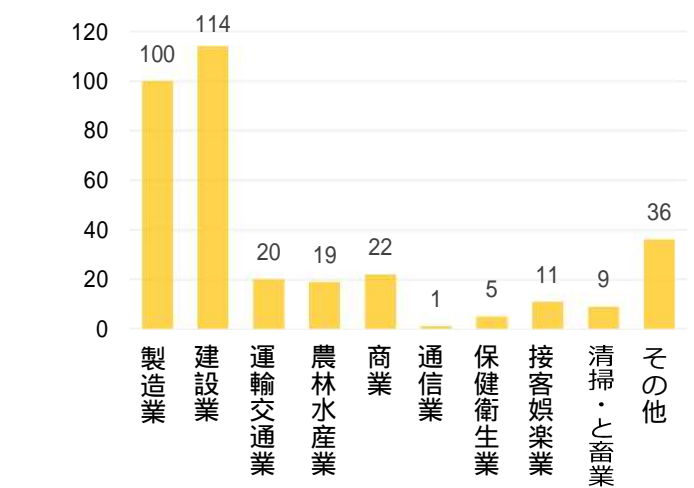
平成25年以降の熱中症による死亡者数の合計は6人です。

## 過去3年 月別 熱中症発生状況



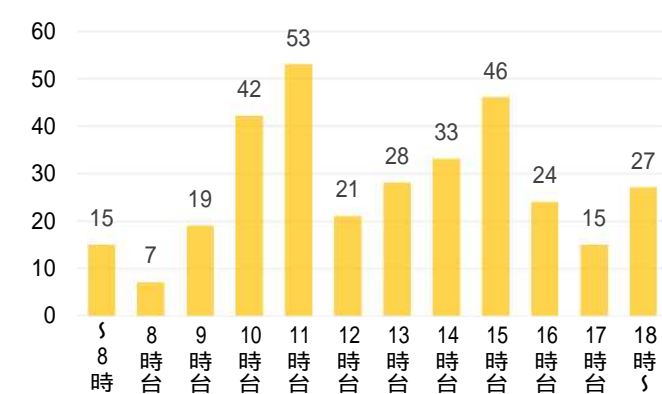
7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

## 過去3年 業種別 熱中症発生状況



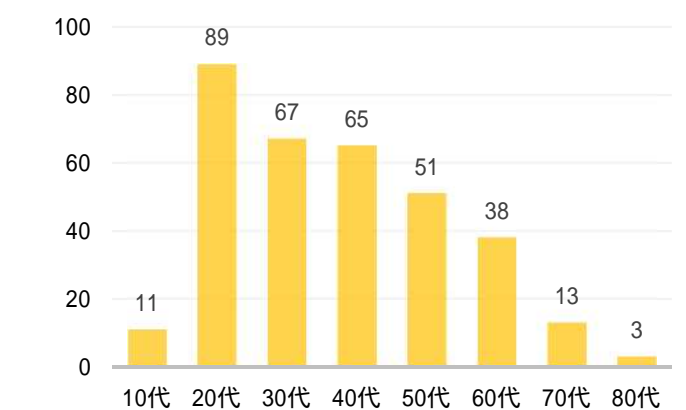
製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。

## 過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



作業開始から約2時間経過後の10時台、11時台と15時台に発生のピークが認められます。効果的な休憩取得の目安にしてください。17時以降（勤務終了後）の発症にも注意が必要です。

## 過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



10代と20代で約3割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。若年層に対する暑熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくようお願いします。

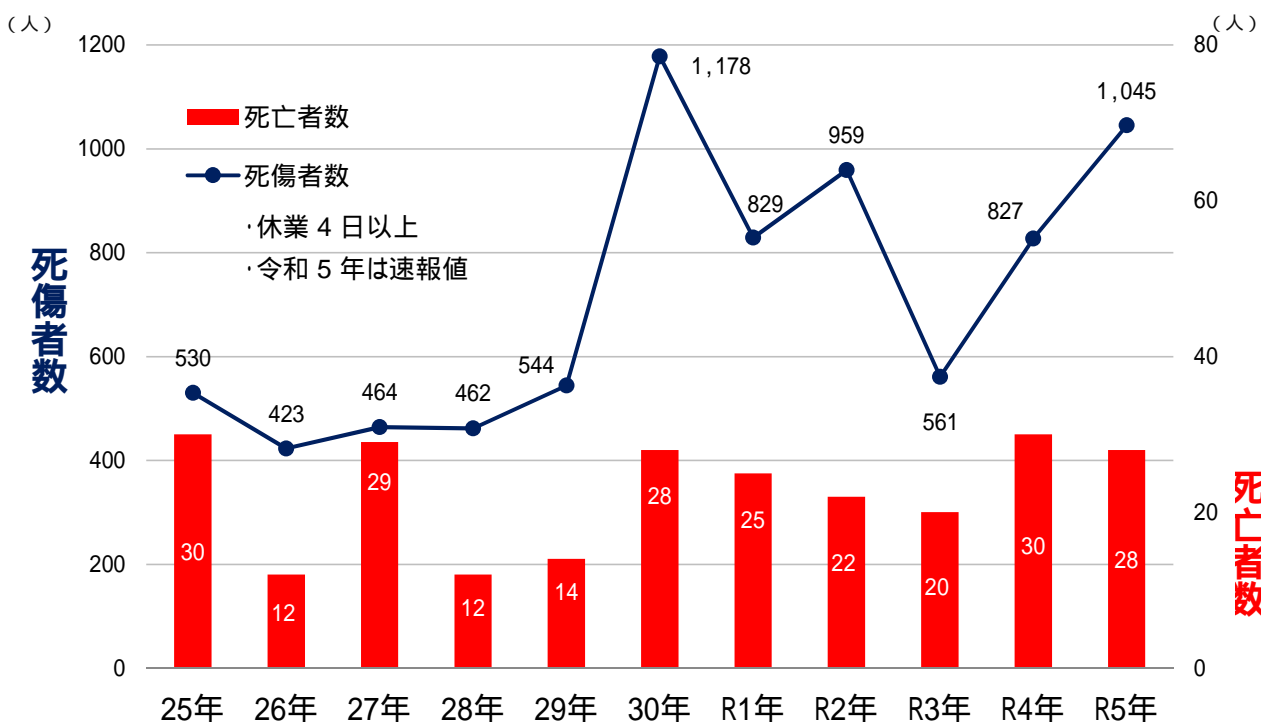


## 熱中症による死亡災害発生状況

	発生年月	業種	発生時刻	年齢	経験年数
1	H30年7月	建設業	15時台	50代	7年
	午前中に別の現場で既設ベランダの取りはずし作業を行った後、午後から被災した新築現場において足場用資材の荷揚げ作業に従事していたところ、足場上で動けなくなったため、救急車で病院へ搬送したが、約2時間後に死亡した。				
2	R2年7月	清掃・と畜業	16時台	40代	10年
	産業廃棄物中間処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見され、翌日、熱中症により死亡した。				
3	R4年7月	製造業	17時台	40代	2か月
	クリーニング工場における寝具の仕分け作業終了後、工場内の通路に倒れているところを発見され、同日、熱中症により死亡した。				
4	R5年7月	建設業	19時台	50代	2年
	土地造成工事現場で作業をして帰宅したが、同日夜に救急搬送され、熱中症により死亡した。				



## 全国の職場における熱中症発生状況



**【労働災害防止団体等】 7 団体**

建設業労働災害防止協会 大分県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 大分県支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大分支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 津久見支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 佐伯支部  
(公社) 建設荷役車両安全技術協会 大分県支部

**【事業者団体】 87 団体**

(一社) 大分県労働基準協会  
(独) 労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター  
(一社) 大分県建設業協会  
大分県建造物解体工事業協同組合  
大分県管工事協同組合連合会  
大分県電気工事業工業組合  
大分県屋根工事業協同組合  
大分県左官業組合連合会  
協同組合大分県塗装防水仕上工業会  
(一社) 大分県鳶土工業連合会  
大分県建設型枠工事業協同組合  
大分県道路舗装協会  
大分県アスファルト合材協会  
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大分支部  
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部  
大分県社会保険労務士会  
(一社) 大分県警備業協会  
(一社) 大分県産業資源循環協会  
大分製鐵所 大協会  
(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部大分分会  
大分県中小企業団体中央会  
大分県商工会議所連合会  
大分県商工会連合会  
大分県経営者協会  
大分経済同友会  
日本労働組合総連合 大分県連合会

U Aゼンセン 大分県支部  
大分市工業連合会  
大分県木材協同組合連合会  
大分県自動車車体整備協同組合  
（一社）大分県自動車整備振興会  
（一社）日本砕石協会大分県支部  
大分県コンクリート製品協同組合  
大分県生コンクリート工業組合  
協同組合大分県鉄構工業会  
大分県森林組合連合会  
大分県味噌醤油工業協同組合  
大分県漁業協同組合  
（一社）大分県工業連合会  
大分県農業協同組合中央会  
大分県金属工業団地協同組合  
日田家具工業会  
（一社）大分県バス協会  
（一社）大分県タクシー協会  
（公社）大分県トラック協会  
日本自動車販売協会連合会 大分県支部  
大分合同新聞プレスセンター協同組合  
（一社）大分県銀行協会  
大分県飲食業生活衛生同業組合  
（福）大分県社会福祉協議会  
（公社）日本認知症グループホーム協会 大分支部  
（公社）大分県老人保健施設協会  
大分県ホームヘルパー協議会  
（一社）大分県介護福祉士会  
（公財）介護労働安定センター 大分支部  
大分県就労支援事業所協議会  
大分県保育連合会  
（一社）大分県ビルメンテナンス協会  
（一社）大分県歯科医師会  
（一社）大分県医師会  
大分商工会議所  
別府商工会議所  
中津商工会議所  
佐伯商工会議所

日田商工会議所  
臼杵商工会議所  
津久見商工会議所  
宇佐商工会議所  
豊後高田商工会議所  
竹田商工会議所  
中津市しもげ商工会  
宇佐両院商工会  
西国東商工会  
姫島村商工会  
国東市商工会  
杵築市商工会  
日出町商工会  
日田地区商工会  
玖珠町商工会  
九重町商工会  
由布市商工会  
野津原町商工会  
九州アルプス商工会  
豊後大野市商工会  
野津町商工会  
佐伯市番匠商工会  
佐伯市あまべ商工会

大分労発基 0515 第 8 号  
令和 6 年 5 月 15 日

別記 公共工事発注機関の長 殿

大分労働局長

死亡災害の急増に伴う労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月、大分県では死亡労働災害が連続で発生し、3 人の尊い命が亡くなりました。この結果、本年（4 月末現在）の労働災害による死亡者数は、昨年同時期の 2 人を上回る 4 人になりました。（別添「令和 6 年死亡労働災害発生状況」参照）

このペースで死亡労働災害が増加すれば、過去 10 年間で最多となった昨年の死亡者数 16 名を大きく上回るおそれがあります。

また、大分労働局では、第 14 次労働災害防止計画において「アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死亡者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10%以上の減少となる 49 人以下とする」ことを目指していますが、昨年から続く死亡者数の急増により大変憂慮すべき状況となっています。

さらに、これから夏季にむけて熱中症による重篤な労働災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、本件要請の趣旨を御理解いただくとともに、これ以上の尊い命が犠牲となる死亡労働災害を発生させないため、下記の基本的な安全対策の徹底が労働者一人ひとりに浸透するよう、関係施工業者等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 貨物自動車による労働災害防止対策

ア 運転位置から離れる場合には、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけ、輪止め、ストッパー等で止めること。

イ 貨物自動車の転落等の防止のため運行経路について必要な幅員の保持、路肩の崩壊防止、誘導者の配置を行うこと。

ウ 貨物自動車と労働者との接触防止のため労働者を危険が生じるおそれがある箇所に立ち入らせないこと。または誘導者を配置すること。

エ 貨物自動車を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、貨物自動車の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、関係労働者に周知すること。

(2) 熱中症による予防対策

別添「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレットに記載されたキャンペーン期間(5月から9月)の実施事項及び重点取組期間(7月)の実施事項に取り組むこと。

(3) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(4) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(5) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具(保護帽、墜落制止用器具等)の適切な使用を徹底すること。

(6) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(7) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者(外国人労働者を含む。)の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(8) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

## 2 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等

## (1) 建設業

- ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。
- イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。
- ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。
- エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。
- オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。
- カ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。
- キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。
- ク 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及定着を図ること。

## (2) 製造業

- ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- ウ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。
- エ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- オ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

## (3) 陸上貨物運送事業

- ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。
- イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。
- ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。
- エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

## (4) 新聞販売業

- バイク運転時におけるライト点灯や蛍光ベルトの着用等による視認性の向上、交通安

(写)

資料 1 -(2)

全教育の実施を通じた交通ルールの順守、交差点での左右確認等の安全確認の励行等、バイクによる交通労働災害防止対策を徹底すること。



# 令和6年 死亡労働災害発生状況

別添

令和6年5月8日現在  
大分労働局

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
1	1 月	男	作業員	クレーン（つり上げ荷重2.8t）を用いてアルミ板2枚（合計重量約250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから吊り具のベルトが外れたため、アルミ板が落下し、頭部に激突したものの。
	15時台	20代	7年	
	金属製品製造業	飛来、落下 クレーン		
2	4 月	男	運転手	無人のミキサー車が前進し始めたため、同車に走って近づいたところ、ミキサー車が法面で横転し、地面と車体の間に挟まれたもの。
	11時台	50代	7年	
	窯業土石製品製造業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
3	4 月	男	運転手	停泊中の貨物船内で、トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に走って近づいたところ、車両と船舶内壁との間に挟まれたもの。
	18時台	50代	26年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
4	4 月	男	運転手	国道を積載型トラッククレーンで走行中、対向してきた大型トレーラーと正面衝突したものの。
	5 時台	50代	2か月	
	道路貨物運送業	交通事故（道路） トラック		



# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

キャンペーン  
実施要綱



4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間 →

重点取組期間

職場での熱中症により、全国で毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。それぞれの職場で、期間ごとの取組がきちんと実施されているかを確認しましょう。


### 準備期間（4月）にすべきこと

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

### キャンペーン期間（5～9月）にすべきこと

STEP 1	暑さ指数の把握と評価 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握する	
STEP 2	測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底する	
暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施	
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置	
服装	準備期間に検討した服装を着用	
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意	
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）	
ブレイキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢	
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導	
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請する） 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減する 一人きりにしない	

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

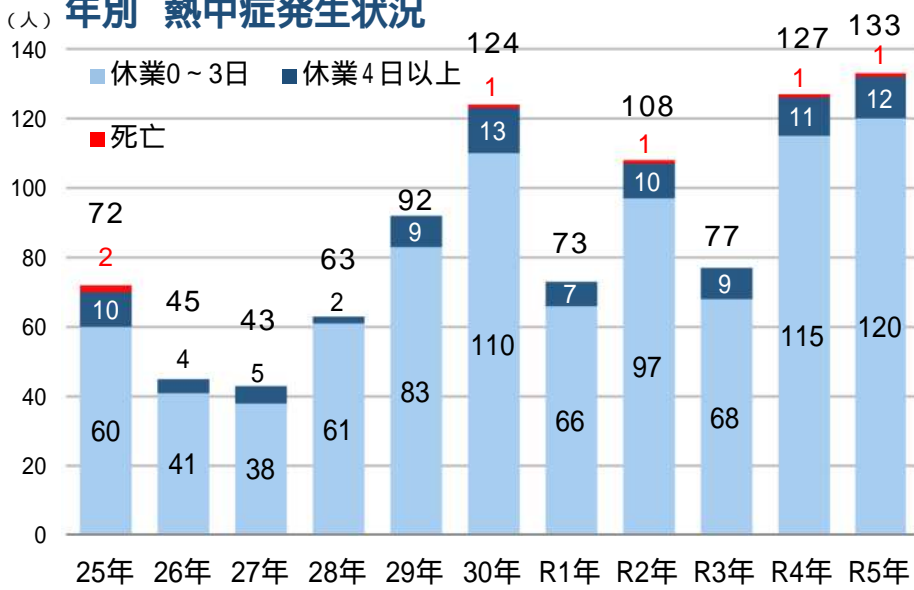
暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加  
暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底  
水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底  
作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加  
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施  
  
**体調不良の者に異常を認めるときは躊躇することなく救急隊を要請**



# 大分県の職場における熱中症発生状況

労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。 「過去3年」は令和3年、令和4年、令和5年の集計値

## 年別 熱中症発生状況



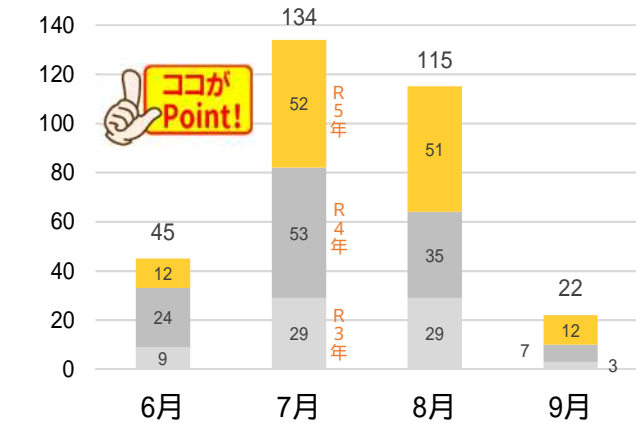
令和5年は133人が熱中症により治療を受けました。

前年から6人増加し、集計を始めた平成25年以降で最多の人数でした。

令和5年は、建設業において熱中症による死亡災害が発生しました。

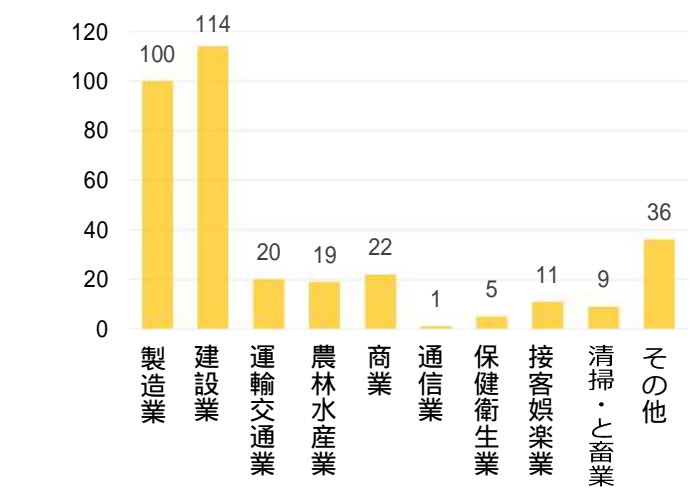
平成25年以降の熱中症による死亡者数の合計は6人です。

## 過去3年 月別 熱中症発生状況



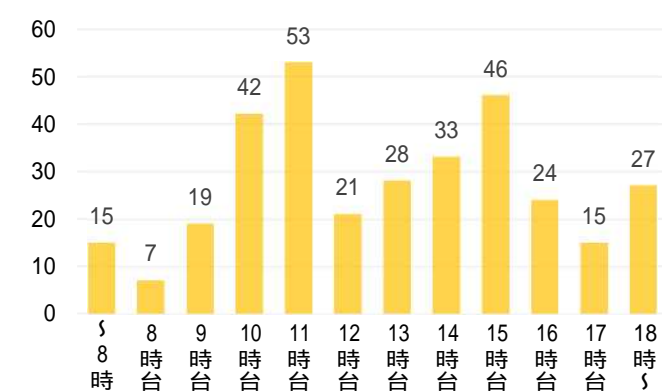
7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

## 過去3年 業種別 熱中症発生状況



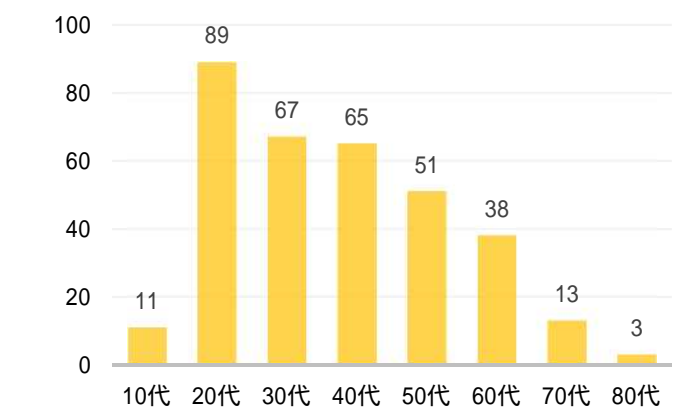
製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。

## 過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



作業開始から約2時間経過後の10時台、11時台と15時台に発生ピークが認められます。効果的な休憩取得の目安にしてください。17時以降（勤務終了後）の発症にも注意が必要です。

## 過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



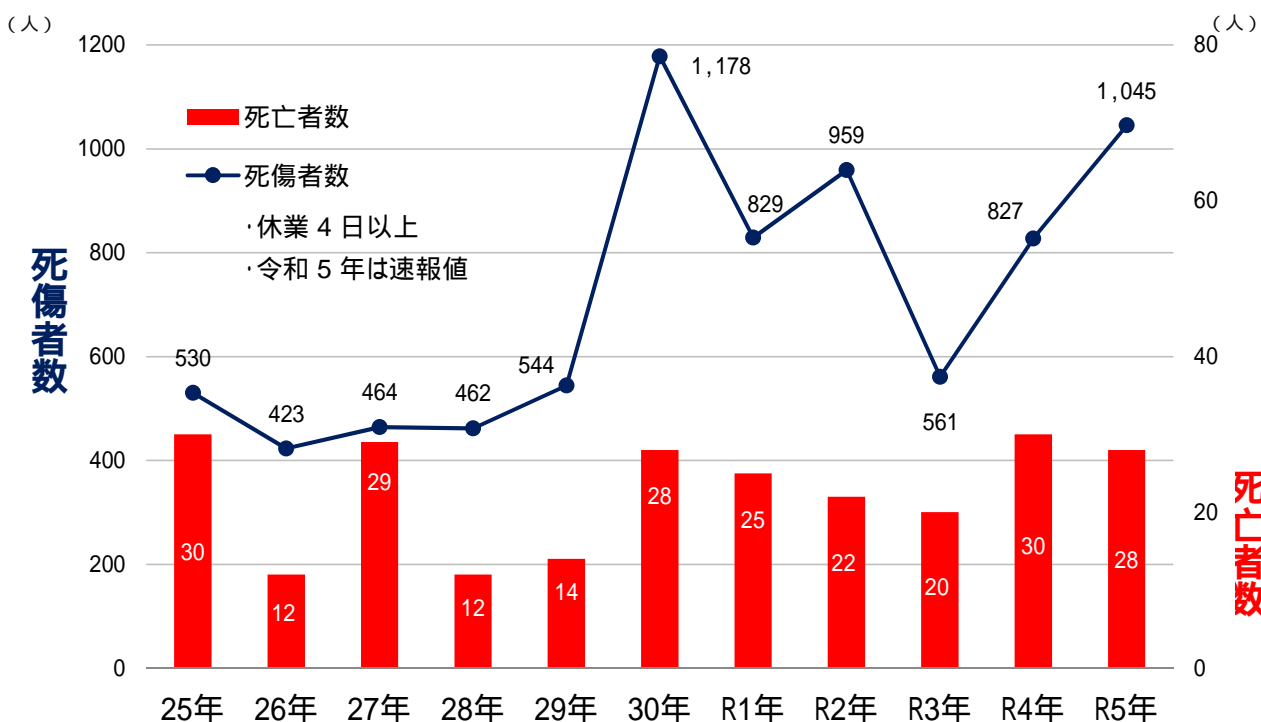
10代と20代で約3割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。若年層に対する暑熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくようお願いします。

## 熱中症による死亡災害発生状況

	発生年月	業種	発生時刻	年齢	経験年数
1	H30年7月	建設業	15時台	50代	7年
	午前中に別の現場で既設ベランダの取りはずし作業を行った後、午後から被災した新築現場において足場用資材の荷揚げ作業に従事していたところ、足場上で動けなくなったため、救急車で病院へ搬送したが、約2時間後に死亡した。				
2	R2年7月	清掃・と畜業	16時台	40代	10年
	産業廃棄物中間処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見され、翌日、熱中症により死亡した。				
3	R4年7月	製造業	17時台	40代	2か月
	クリーニング工場における寝具の仕分け作業終了後、工場内の通路に倒れているところを発見され、同日、熱中症により死亡した。				
4	R5年7月	建設業	19時台	50代	2年
	土地造成工事現場で作業をして帰宅したが、同日夜に救急搬送され、熱中症により死亡した。				



## 全国の職場における熱中症発生状況



**【公共工事発注機関】 26 機関**

国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所  
国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所  
国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所  
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所  
大分県土木建築部  
大分県農林水産部  
大分県企業局  
大分県教育庁  
大分市役所  
別府市役所  
中津市役所  
日田市役所  
佐伯市役所  
臼杵市役所  
津久見市役所  
竹田市役所  
豊後高田市役所  
杵築市役所  
宇佐市役所  
豊後大野市役所  
由布市役所  
国東市役所  
姫島村役場  
日出町役場  
九重町役場  
玖珠町役場

令和6年  
死亡労働災害発生状況

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
		事 故 の 型		
		起 因 物		
1	1 月	男	作業員	クレーン（つり上げ荷重2.8t）を用いてアルミ板2枚（合計重量約250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから吊り具のベルトが外れたため、アルミ板が落下し、頭部に激突したものの。
	15時台	20代	7年	
	金属製品製造業	飛来、落下 クレーン		
2	4 月	男	運転手	無人のミキサー車が前進し始めたため、同車に走って近づいたところ、ミキサー車が法面で横転し、地面と車体の間に挟まれたもの。
	11時台	50代	7年	
	窯業土石製品製造業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
3	4 月	男	運転手	停泊中の貨物船内で、トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に走って近づいたところ、車両と船舶内壁との間に挟まれたもの。
	18時台	50代	26年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
4	4 月	男	運転手	国道を積載型トラッククレーンで走行中、対向してきた大型トレーラーと正面衝突したものの。
	5 時台	50代	2か月	
	道路貨物運送業	交通事故（道路） トラック		

令和6年 業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス患者除く）

大分労働局

業種別	4月末速報値				死傷者 増減数	死傷者 前年比	過去確定値 (新型コロナウイルス除く)					
	令和6年		令和5年				令和5年		令和4年		令和3年	
	死亡	死傷	死亡	死傷			死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
1 食料品製造	0	11	0	16	▲ 5	68.8%			0	44	0	44
2 繊維工業	0	0	0	0	0				0	0	0	1
3 衣服その他の繊維	0	0	0	1	▲ 1	0.0%			0	3	0	0
4 木材・木製品	0	6	0	10	▲ 4	60.0%			0	25	0	29
5 家具・装備品	0	1	0	2	▲ 1				0	5	0	6
6 パルプ等	0	2	0	1	1	200.0%			0	2	0	3
7 印刷・製本	0	0	0	0	0				0	0	0	1
8 化学工業	0	2	0	3	▲ 1				0	16	1	14
9 窯業土石	1	5	0	9	▲ 4	55.6%			0	18	0	19
10 鉄鋼業	0	4	0	1	3				1	5	0	1
11 非鉄金属	0	1	0	1	0	100.0%			0	0	0	1
12 金属製品	1	10	0	5	5	200.0%			0	27	0	22
13 一般機械器具	0	3	0	2	1	150.0%			1	10	0	15
14 電気機械器具	0	2	0	5	▲ 3	40.0%			0	7	0	9
15 輸送機械製造	0	6	0	8	▲ 2	75.0%			0	52	0	35
16 電気・ガス	0	1	0	1	0				0	4	0	1
17 その他の製造	0	4	1	4	0	100.0%			1	23	1	23
1 製造業	2	58	1	69	▲ 11	84.1%			3	241	2	224
2 鉱業	0	0	0	0	0				0	0	0	2
3 建設業	0	21	1	21	0	100.0%			0	71	1	67
1 土木工事業	0	12	0	27	▲ 15	44.4%			2	85	2	90
2 建築工事業	0	19	0	23	▲ 4	82.6%			1	52	1	33
3 その他の建設業	0	52	1	71	▲ 19	73.2%			3	208	4	190
4 運輸交通業	0	0	0	1	▲ 1				0	1	0	1
1 鉄道等	0	4	0	7	▲ 3	57.1%			0	8	0	13
2 道路旅客運送業	2	22	0	23	▲ 1	95.7%			1	108	3	112
3 道路貨物運送業	0	0	0	0	0				0	1	0	0
4 その他の運輸交通業	2	26	0	31	▲ 5	83.9%			1	118	3	126
5 貨物取扱業	0	1	0	0	1				0	1	0	2
1 陸上貨物取扱業	0	1	0	0	1				0	5	0	3
2 港湾運送業	0	2	0	0	2				0	7	0	5
6 農林業	0	8	0	4	4	200.0%			0	34	0	27
1 農業	0	10	0	7	3	142.9%			2	38	0	43
2 林業	0	18	0	11	7	163.6%			2	72	0	70
7 畜産・水産業	0	1	0	1	0	100.0%			0	12	0	19
1 畜産業	0	2	0	1	1	200.0%			0	4	0	5
2 水産業	0	3	0	2	1	150.0%			0	16	0	24
8 商業	0	6	0	5	1	120.0%			0	28	0	17
1 卸売業	0	37	0	28	9	132.1%			0	139	0	160
2 小売業	0	1	0	0	1				0	3	0	0
3 理美容業	0	2	0	1	1				0	12	0	9
4 その他の商業	0	46	0	34	12	135.3%			0	182	0	186
9 金融広告業	0	1	0	5	▲ 4				0	6	0	5
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0				0	0	0	1
11 通信業	0	8	0	6	2	133.3%			0	9	0	18
12 教育研究	0	1	0	3	▲ 2	33.3%			0	13	0	9
13 保健衛生業	0	12	0	12	0	100.0%			0	61	0	66
1 医療保健業	0	37	0	27	10	137.0%			0	136	0	134
2 社会福祉施設	0	1	0	0	1				0	1	0	1
3 その他の保健衛生	0	50	0	39	11	128.2%			0	198	0	201
14 接客娯楽業	0	8	0	9	▲ 1	88.9%			0	34	0	32
1 旅館業	0	8	0	6	2	133.3%			0	47	0	29
2 飲食店	0	6	0	8	▲ 2	75.0%			0	22	0	20
3 その他の接客娯楽業	0	22	0	23	▲ 1	95.7%			0	103	0	81
15 清掃・と畜業	0	16	0	17	▲ 1	94.1%			0	84	0	59
16 官公署	0	0	0	0	0				0	1	0	0
17 その他の事業	0	17	0	5	12	340.0%			0	45	1	28
第三次産業（8～17号の合計）	0	161	0	132	29	122.0%			0	641	1	588
合計	4	320	2	316	4	101.3%			9	1,303	10	1,229

（注）死亡者数は死傷者数の内数。

令和6年5月 確定予定

# 令和5年 死亡労働災害発生状況

令和6年4月9日現在  
大分労働局

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
		事 故 の 型		
		起 因 物		
1	3月	男	土工	生コンクリートの運搬に使っていた農業用小型運搬車（最大積載荷重0.5t）の運転席に乗って川床を前進させていたところ、当該運搬車と橋の側面との間に上半身を挟まれたもの。
	13時台	40代	3年	
		土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積込み用機械	
2	4月	男	作業員	業務用乾燥機から布おむつを取り出す作業に従事していたところ、乾燥機の鋼製ふたと乾燥機本体との間に首を挟まれているところを発見されたもの。
	12時台	50代	15日	
		その他の製造業	はさまれ、巻き込まれ 乾燥設備	
3	6月	男	作業員	牛（約30頭）を牛舎へ移動させた後、牛舎の床に埋もれた状態で発見されたもの。
	13時台	50代	15年	
		畜産業	激突され その他の環境等	
4	6月	男	作業員	豚の糞を収集・排出するスクリーコンベヤーの周辺に堆積した糞を掻き落としていたところ、下半身を巻き込まれたもの。
	10時台	50代	10年	
		畜産業	はさまれ、巻き込まれ コンベア	
5	7月	男	作業員	砂防ダム工事現場で、大雨のため片付け作業をしていたところ、増水した川に流されたもの。
	15時台	40代	20年	
		土木工事業	おぼれ 水	
6	7月	男	現場代理人	砂防ダム工事現場で、大雨により増水した川に流された作業員を救出しようとして、流されたもの。
	15時台	60代	47年	
		土木工事業	おぼれ 水	
7	7月	男	作業員	土地造成工事現場で作業して帰宅したが、同日夜に救急搬送され、熱中症により死亡したもの。
	19時台	50代	2年	
		土木工事業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	
8	8月	男	配達員	原動機付自転車で新聞配達中、電柱に激突して倒れているところを発見されたもの。
	5時台	60代	13年	
		小売業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	
9	8月	男	配達員	原動機付自転車で新聞配達中に道路から水田に転落した後、道路脇の側溝で倒れているところを発見されたもの。
	5時台	60代	5年	
		小売業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	
10	8月	男	作業員	片側1車線の農道の草刈作業中、車道で交通誘導をしていたところ、走行してきた一般車両にはねられたもの。
	13時台	60代	16年	
		土木工事業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	



# 令和5年 死亡労働災害発生状況

令和6年4月9日現在  
大分労働局

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
11	9月	男	作業員	道路新設工事において、斜面の立木（榎、胸高直径40cm）を伐倒するためにチェーンソーで追い口を作っていたところ、当該立木が裂けて激突したものの。
	9時台	50代	5年	
	土木工事業	激突され 立木等		
12	9月	男	作業員	2階建て建物の外階段で、階段の水洗い作業をしていたところ、足を踏み外して階段を転落したものの。
	13時台	80代	33年	
	金属製品製造業	墜落、転落 階段、栈橋		
13	11月	男	作業員	排ガス処理設備に接続した排気口内で清掃作業を行っていたところ、約3m下の排ガス処理設備内に墜落したものの。
	20時台	20代	9年	
	鉄鋼業	墜落、転落 その他の炉、窯等		
14	12月	男	運転手	トラックで工事現場に向かう途中、信号機がある交差点で大型トレーラーと衝突したものの。
	12時台	60代	38年	
	その他の建設業	交通事故（道路） トラック		
15	12月	男	運転手	洗車場において、コンクリートミキサー車を洗っていた被災者が、洗車場端から1.6m下の集水桝に頭部が浸かった状態で発見されたものの。
	10時台	70代	39年	
	窯業土石製品製造業	おぼれ その他の仮設物、建築物、構築物等		
16	12月	男	作業員	海上において定置網の入れ替え作業中、定置網に接続したロープを外した際の反動で乗っていた小型船が揺れ、海に転落しておぼれたものの。
	8時台	20代	7年	
	水産業	おぼれ その他の乗物		